

制定 平成29年 6月22日 近運自一公示第 6号
改正 令和 元年 7月16日 近運自一公示第 9号

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の許可等における
車両の点検及び整備に関する基準について

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等における車両の点検
及び整備に関する基準について下記のとおり定めたので公示する。

令和元年7月16日

近畿運輸局長 八木 一夫



記

1. 安全投資計画

車両の点検及び整備に関する計画について

- ・貸切バス予防整備ガイドライン別紙2については、別紙に定める項目に関する交換基準が定められているものとする。
- ・別紙に定める項目以外の全ての項目については、点検基準が定められているものとする。

2. 事業収支見積書

車両の点検及び整備に関する計画に係る費用について

- ・営業費用のうち、事業用自動車の修繕費については、各事業年度の保有車両における平均車齢に応じて、各事業年度ごとに以下に掲げる額に保有車両数を乗じて算出し計画期間分を合算した額以上の費用が、修繕費に計上されているものとする。

(1) 年間平均走行距離が3万km以上の事業者

①平均車齢が1年から5年：28万円

②平均車齢が6年から10年：61万円

③平均車齢が11年から15年：61万円

④平均車齢が16年以上：80万円

(2) 年間平均走行距離が3万km未満の事業者

①平均車齢が1年から5年：10万円

②平均車齢が6年から10年：22万円

③平均車齢が11年から15年：29万円

④平均車齢が16年以上：45万円

- ・ 自社整備を行う車両の場合においては上記に定める額が修繕費に計上されていない場合は、上記によらず、貸切バス予防整備ガイドラインの別紙2に定める内容を含めた見積額が修繕費に計上されているものとする。
- ・ リース料に車両の点検及び整備に関する計画に係る費用が含まれている（いわゆるメンテナンスリース）場合においては、上記によらず、貸切バス予防整備ガイドラインの別紙2に定める内容を含めた見積額がリース料に計上されているものとする。

附 則

1. この公示は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和元年7月16日近運自一公示第9号改正）

1. 改正後の通達は、令和元年7月1日から施行する。
2. 改正後の規定は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

(別 紙)

貸切バス予防整備ガイドライン別紙2に交換基準を定める項目

装置名	項目
制動装置	エアードライヤー
	ブレーキチャンバー (エアーチャンバー)
緩衝装置	エアスプリングダイヤフラム
動力伝達装置	トランスミッションオイル
	デファレンシャルオイル
	クラッチブースター
原動機	エンジンオイル
	燃料フィルター
	セルモータ
	尿素水フィルター